

松江市告示第 125 号

松江市総合事業訪問型サービス B 実施要綱（平成 29 年松江市告示第 98 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 事業対象者とは、次に掲げるいずれかの者であって、地域包括支援センターのケアマネジメントにより <u>訪問型サービス B</u> の利用の必要性を認められた <u>市内に住所を有する者</u> をいう。</p> <p>(1) _____ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 4 項に定める要支援者</p> <p>(2) _____ 65 歳以上の者であって、<u>地域支援事業の実施について(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)別紙の地域支援事業実施要綱に定める事業対象者である者</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 事業対象者とは、次に掲げるいずれかの者であって、地域包括支援センターのケアマネジメントにより <u>通所型サービス B</u> の利用の必要性を認められた _____ 者をいう。</p> <p>(1) <u>市内に住所を有する</u> 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 4 項に定める要支援者</p> <p>(2) <u>市内に住所を有する</u> 65 歳以上の者であって、<u>介護保険法施行規則(平成 11 年厚生労働省令第 36 号)第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告第 197 号)様式第 1 の質問項目に対する回答の結果に基づく、同様式第 2 に掲げるいずれかの基準に該当する者</u></p>

様式第 1 号(第 3 条関係)

略

所在地

団体名称

代表者氏名

電話番号

訪問型サービス B 実施団体登録申請書

略

様式第 2 号(第 3 条関係)

略

訪問型サービス B 実施団体登録にかかる誓約書

略

【要綱第 5 条第 2 項】

実施希望団体又は実施希望団体に関わる者が次の_____いずれかに該当する場合は登録しない。

(1) 略

(2) 訪問型サービス B の実施に携わる者及び実施希望団体のその他の活動に暴力団員等(暴力団及び暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者がある場合

代表者氏名

様式第 6 号(第 12 条関係)

訪問型サービス B 変更届出書

略

所在地

届出者 団体名

代表者氏名

略

様式第 7 号(第 13 条関係)

訪問型サービス B 廃止・休止届出書

略

所在地

届出者 団体名

代表者氏名

略

様式第 1 号(第 3 条関係)

略

所在地

団体名称

代表者氏名

印

電話番号

訪問型サービス B 実施団体登録申請書

略

様式第 2 号(第 3 条関係)

略

訪問型サービス B 実施団体登録にかかる誓約書

略

【要綱第 5 条第 2 項】

実施_____団体又は実施_____団体に関わる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施団体登録を行わない。

(1) 略

(2) 訪問型サービス B の実施に携わる者、_____実施_____団体のその他の活動に暴力団員等(暴力団並びに暴力団関係者をいう。_____)に該当する者がある場合

代表者氏名

_____ 印

—

様式第 6 号(第 12 条関係)

訪問型サービス B 変更届出書

略

所在地

届出者 団体名

印

代表者氏名

略

様式第 7 号(第 13 条関係)

訪問型サービス B 廃止・休止届出書

略

所在地

届出者 団体名

代表者氏名

印

略

様式第 8 号(第 13 条関係)

訪問型サービス B 再開届出書

略

所在地

届出者 団体名

代表者氏名

略

様式第 9 号(第 14 条関係)

略

団体名

所在地

代表者名

訪問型サービス B サービス終了報告書

略

様式第 8 号(第 13 条関係)

訪問型サービス B 再開届出書

略

所在地

届出書 団体名

代表者氏名

印

略

様式第 9 号(第 14 条関係)

略

団体名

所在地

代表者名

印

訪問型サービス B サービス終了報告書

略

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。